

大網白里市キャラクター活用事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大網白里市のキャラクターのマリン（以下「キャラクター」という。）を活用した食品を販売しようとする事業者に対し、キャラクターを活用した食品を販売するために必要となる焼印等の購入に要する費用に充てるため、予算の範囲内において大網白里市キャラクター活用事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、キャラクター及び市の知名度向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼印等 焼印、型枠、フードプリンターその他キャラクター及び市の知名度の向上に資するものとして市長が別に定めるものをいう。
- (2) フードバンク 品質に問題がないにもかかわらず、梱包資材の破損その他の事由により通常の販売が困難となった食品を、食品関係事業者から引き取って福祉施設等に無償で提供する活動を行う団体をいう。

(デザイン)

第3条 焼印等に使用することができるキャラクターのデザインは、市長が別に定める。

(交付対象事業者)

第4条 助成金の交付対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内の事業者であって、大網白里市商工会に加入していること。
- (2) 大網白里市の市税に滞納がないこと（法人にあつては、当該法人及び代表者に滞納がないこと。）。
- (3) キャラクターを活用した食品の販売開始後1年間における当該食品の売上額の1%に相当する額をフードバンクに寄附することに同意すること。
- (4) この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、焼印等の購入に要する費用（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する事業者は、大網白里市キャラクター活用事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、市長は第4号に掲げる書類については、当該書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により市の職員が確認することについて申請者が同意した場合は、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

- (1) デザインのレイアウト及び焼印等の使用方法を確認することができる書面
- (2) 購入しようとする焼印等に係る見積書の写し
- (3) 大網白里市商工会加入承諾書の写し
- (4) 市税に係る納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、助成金を交付することを決定した場合は大網白里市キャラクター活用事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、却下することを決定した場合は大網白里市キャラク

ター活用事業助成金交付申請却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。
(変更及び取下げ)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、申請の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、大網白里市キャラクター活用事業助成金変更(取下げ)申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。
(焼印等の購入)

第9条 交付決定事業者は、第7条の規定による交付の決定通知を受けたときは、速やかに、当該通知に係る焼印等を購入するものとする。
(助成金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により焼印等を購入した交付決定事業者は、大網白里市キャラクター活用事業助成金交付請求書(別記第5号様式)に焼印等の購入に係る領収書の写しを添えて、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査の上、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。
(寄附の報告)

第11条 交付決定事業者は、第4条第1項第3号の規定による寄附をした日から30日以内に、大網白里市キャラクター活用事業寄附報告書(別記第6号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 焼印等を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他助成金の交付が不相当と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(関係帳簿の整備)

第13条 市長は、助成金の交付の決定に当たり、大網白里市キャラクター活用事業助成金交付決定簿(別記第7号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。
(補則)

第14条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。